

令和6年3月26日

館山市地域防災計画

【第2編 地震・津波編】
**（附編 東海地震に係る周辺地域としての
の対応計画）**

令和6年3月
館山市防災会議

【 目 次 】

第2編 地震・津波編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則.....	東- 1
第1節 計画策定の主旨.....	東- 1
第2節 地震・津波編の附編としての位置付け.....	東- 2
第3節 今後の課題.....	東- 3
第2章 防災機関の業務.....	東- 4
第1節 市、県等の業務の大綱.....	東- 4
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務の大綱.....	東- 5
第3章 事前の措置.....	東- 7
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項.....	東- 7
第2節 事業所に対する指導・要請.....	東-10
第3節 広報及び防災教育.....	東-12
第4節 地震防災訓練.....	東-14
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令に伴う対応措置.....	東-15
第1節 東海地震注意情報の伝達.....	東-15
第2節 活動体制の準備等.....	東-16
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報.....	東-17
第4節 混乱防止の措置.....	東-18
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置.....	東-20
第1節 活動体制.....	東-20
第2節 警戒宣言の伝達及び広報.....	東-21
第3節 水防・消防等対策.....	東-23
第4節 公共輸送対策.....	東-24
第5節 交通対策.....	東-26
第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策.....	東-27
第7節 学校・社会福祉施設対策.....	東-35
第8節 避難対策.....	東-37
第9節 救護救援・防疫・保健活動対策.....	東-39
第10節 その他の対策.....	東-40
第6章 市民等のとるべき措置.....	東-41
第1節 市民のとるべき措置.....	東-41
第2節 自主防災組織等のとるべき措置.....	東-44
第3節 事業所のとるべき措置.....	東-45

地震・津波編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則

第1節 計画策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関・事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止・軽減を図ろうとするものである。

その後、国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動・津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として8都県263市町村（合併により平成23年4月1日現在157市町村）を平成14年4月23日に指定した。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度6弱以上又は、発生後20分以内に大津波（津波高3m以上）が来襲する地域を基準としており、千葉県はこの地域には含まれなかった。そのため、本市は法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、本市は強化地域の周辺に位置し、東海地震が発生した場合、震度5強程度の揺れが予想されている。

また、警戒宣言及び東海地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、館山市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

第2節 地震・津波編の附編としての位置付け

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによって、市民の生命・身体・財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる。）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急復旧対策は、第2編地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の館山市の震度は5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、想定時間帯によって特に考慮すべき対策が生じる、あるいは翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

館山市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、第2編地震・津波編の附編として位置付ける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのこととなり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、被害想定調査及び市民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2章 防災機関の業務

市、県及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 市、県等の業務の大綱

1 市

業務大綱	
(1)	館山市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事
(2)	東海地震対策の連絡調整に関する事
(3)	東海地震に係る予防、応急対策に関する事
(4)	東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事
(5)	広報、教育、防災訓練に関する事
(6)	消防、水防対策に関する事
(7)	館山市が管理又は運営する施設対策に関する事
(8)	例外措置としての住民避難に関する事

2 事務組合等

機関名	業務大綱
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関する事
三芳水道企業団	(1) 水道施設の保全に関する事 (2) 飲料水の供給・確保に関する事

3 県

機関名	業務大綱
千葉県	(1) 東海地震予知情報の収集伝達に関する事 (2) 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 (3) 通信その他施設整備に関する事 (4) 県民等に対する教育、広報活動に関する事
館山警察署	(1) 警備本部の設置、運営に関する事 (2) 各種情報の収集、伝達に関する事 (3) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 (4) 交通の混乱等の防止に関する事

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
関東農政局	(1) 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること (2) 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること (3) 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
関東地方整備局	(1) 港湾施設、海岸保全等の指導に関すること (2) 河川施設、道路の保全に関すること (3) 緊急輸送の確保助言に関すること
第三管区海上保安本部	(1) 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること (2) 船艇及び艦空機の出動、派遣等に関すること (3) 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること (4) 治安の維持、緊急輸送に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	(1) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること (2) 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること (3) 地震予知及び地震津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力に関すること

2 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第1空挺団	(1) 県との連絡・調整に関すること (2) 東海地震関連情報の収集、伝達に関すること (3) 災害発生時における救援活動の実施に関すること

3 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 鉄道輸送に関すること (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること
東日本電信電話(株)	電報、電話等の通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電話等の通信の確保に関すること
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
ソフトバンク(株)	電話・携帯電話等の通信の確保に関すること
楽天モバイル(株)	電話・携帯電話等の通信の確保に関すること

機関名	業務大綱
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関すること (2) 災害救護に関すること (3) 日赤医療施設の保全に関すること (4) 血液センター施設の保全に関すること
日本放送協会 千葉放送局	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること (2) 放送施設の保全に関すること
日本通運(株)千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること
東京電力パワーグリッド (株)千葉総支社	(1) 電力の需給に関すること (2) 電力施設等の保全に関すること
日本郵便(株)	郵便・為替貯金・簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設の保全に関すること

4 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
房州瓦斯(株)	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
(公社)千葉県LPガス協会	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
(一社)千葉県バス協会	(1) 旅客輸送の確保に関すること (2) 人員の緊急輸送の確保に関すること
(一社)千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ペイエフエム	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること (2) 放送施設の保全に関すること
(公社)安房医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医療機関との連携調整に関すること
(一社)安房歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 医療機関との連携調整に関すること
(一社)安房薬剤師会薬業会	(1) 医薬品の調達、供給管理に関すること (2) 地区薬剤師との連絡調整に関すること (3) 調剤業務に関すること (4) 医薬品の搬送に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

東海地震の発生に備え、「館山市地域防災計画（第2編地震・津波編）」に基づく災害予防計画のほか、平常時から防災体制の整備を図る必要があり、本節では、事前の措置として特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区 分	内 容
情報伝達手段の整備 （危機管理課）	(1) 防災行政無線等の整備（固定系無線、移動系無線） ア 市民への地震情報等の迅速な伝達、事前の準備体制、被害の防止措置、市民間の連絡等による地震発生に対する心構えをもって被害を最小限にとどめるとともに、社会的混乱を未然に防止するため防災行政無線（固定系）の運用強化を図る。 イ 迅速かつ的確な情報収集及び伝達体制を確保するため、地区本部員（携帯無線機）による情報収集体制の充実強化を図る。 ウ 他の通信の利用について、市及び防災関係機関は非常時通信の輻輳あるいは被害等による通信施設の使用不能状態を考慮し、最寄り機関等の通信施設を優先利用できるよう、協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の耐震対策 （管財契約課） （都市計画課） （市教育委員会）	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 市所有の建築物の耐震診断、耐震改修を実施する。 イ 建築物の所有に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 ウ 市庁舎、学校等は、耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 (2) 木造住宅の耐震性向上 既存住宅の耐震診断・改修に関する啓発に努める。 (3) ブロック塀等の倒壊防止対策 避難路、通勤・通学路を中心に実態調査を実施し、危険な状態にある塀の撤去又は補強の方法等について改善指導を行う。 (4) 外壁等の落下防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき、所有者に対し補強・改修の実施を指導する。
道路・河川・急傾斜地等の点検整備 （建設課） （農水産課） （危機管理課） （県土木事務所）	(1) 施設等の点検整備 ア 市が管理する河川、漁港、道路・橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設について、県土木及び市が定期又は随時点検整備を行う。 ウ 資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 (2) 土砂災害危険箇所の把握

区 分	内 容
鉄道対策の強化 (館山駅)	<p>(1) 旅客の避難対策 市が指定する避難場所の確認、被害状況に応じた指定緊急避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図る。また、駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等、避難誘導體制を確立する。</p> <p>(2) 沿線医療機関の協力依頼 駅長は、駅周辺の嘱託医又は協力が得られる医療機関を調査し、応急救護措置の協力を依頼する。</p> <p>(3) 食料、飲料水の調査 ア 駅長は発災に備え、周辺の食堂及び食料品店等の供給能力等について調査、供給方法等協力体制を確立する。 イ 災害に利用できる井戸水、貯水そう等の調査、整備に努め、飲料水の確保を図る。</p> <p>(4) その他 ア 警戒宣言発令時における列車の運行規制と輸送対策 イ 乗車券類の発売停止と入場規制 ウ 混乱防止のための旅行中止、時差退社、徒歩帰宅の要請</p>
食料確保の計画 (調達班) (収容班)	地震・津波編第3章第8節「救援物資供給活動」に準じる。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化 (市教育委員会) (健康課) (社会福祉課) (こども課)	<p>(公立学校に対する指導事項)</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下、階段、出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(5) 万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止に留意する。</p> <p>(一般医院、診療所、助産所等に対する指導)</p> <p>健康福祉センター、医師会、歯科医師会、消防本部の協力を受けて、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策</p> <p>(2) 医薬品及び危険物等の安全対策</p> <p>(3) 飲料水、薬品等の備蓄</p> <p>(4) 発電機の整備</p> <p>(5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施</p>

区 分	内 容
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化 (市教育委員会) (健康課) (社会福祉課) (こども課)	社会福祉施設における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における安全スペースの確保
要配慮者及び避難行動要支援者の把握 (市民協働課) (危機管理課) (社会福祉課) (健康課) (高齢者福祉課) (こども課) (市民課)	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月、内閣府(防災担当))及び県が作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」(平成 28 年 3 月、千葉県)に基づく、要配慮者及び避難行動要支援者の所在把握及び所在情報の管理

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等のために、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定める。

1 防災対策上重要な事業所に対する指導、協力要請

機関名	内 容
消防本部 (※指導事項)	<p>消防本部は本計画に基づき、市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画及び予防規程に定めるよう指導する。</p> <p>(1) 対象事業所</p> <p>消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の第2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項</p> <p>ア 消防計画</p> <p>(ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集・伝達・広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規程</p> <p>(ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備 (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>(3) 指導方法</p> <p>ア 講習会、研修会 イ 印刷物 ウ 各種業界の集会 エ 消防行政執行時、その他</p>
安房保健所（健康福祉センター） (※指導事項)	<p>警戒宣言発令時においては、毒物・劇薬製造所、営業所に対し次により指導を行う。</p> <p>(1) 施設等の緊急点検 (2) 充填作業、移し換え作業の自粛 (3) 施設の損壊防止措置</p>

2 生活関連事業所に対する指導、要請

機関名	内 容
市 (雇用商工課)	<p>(1) 生鮮食品の安定供給を確保するため、県の指示に基づいて市内卸売、市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について事前の指導要請を行う。</p> <p>(2) 県の指示に基づいて食料品及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等物資確保について、指導を商工会議所、市内商店会連合会等を通じて要請する。</p>
市 (税務課) (会計局) (危機管理課)	<p>(1) 市税の対応措置</p> <p>ア 警戒宣言発令により交通混乱が発生し、市税の申告納税が困難な場合、その期限の延長等弾力的に対処する。</p> <p>イ 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p> <p>(2) 金融機関の業務確保</p> <p>市に警戒宣言が発せられた場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、県の指示に従い次の事項について指導する。</p> <p>ア 金融機関の業務対応 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 金融機関の防災体制の確立 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため、必要な措置を講じる。 発災直後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 顧客への周知徹底 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え店頭にその旨掲示する。</p> <p>(3) 市民に対する指導 警戒宣言発令時における預金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで預金引出しの必要のないことを指導する。</p>

第3節 広報及び防災教育

東海地震対策は、地震予知を前提とするものであり、本計画に基づく防災対策上適切な対応をとるためには、市の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、市は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 市における広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、行政・市民・事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は、平常時からこれらの必要事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努めるものとする。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は、市民・事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震注意情報発表時、③警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の市域への影響度等

イ 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

ウ 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災講座、広報紙等の印刷物により実施する。

2 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及び本市への影響
- ウ 警戒宣言の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の手段、方法

防災教育は、一般的事項については危機管理課が実施する。教育の方法は研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市立学校の児童生徒に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育の内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市への影響度、予想される危険度
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 実施手段、指導の考え方等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）等を中心に指導し、避難訓練は、学級指導の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ア 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通じて他の災害にも応用できる態度、能力

の養成を図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化について配慮する。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 市が実施する防災訓練

市は、県が実施する総合防災訓練に参加するほか、地震・津波編第2章第1節「防災意識の向上」に定める防災訓練に加えて、東海地震を対象とした地震予知対応型の訓練の実施に努める。

2 市民、事業所が実施する訓練

市は、自主防災組織や事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、消防本部と連携し、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことはいうまでもないが、本章においては東海地震注意情報の発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達経路及び伝達方法

市及び各関係防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動体勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

なお、市は、県等から東海地震に関する情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合、第2編地震・津波編第3章第2節「情報収集・伝達体制」に定める伝達系統に従い、庁内、出先機関、市民等に周知するものとする。

また、東海地震注意情報等の解除を確認した場合にも、同様の手順により周知を図る。

[資料12-1]東海地震に関する情報と対応する状況（資料編 99頁）

2 伝達事項

市は、市民に東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて、次に示す措置をとることを合わせて伝達する。

- (1) 避難の準備
- (2) 火の元の確認
- (3) テレビ・ラジオ等による情報の入手
- (4) 防災行政無線、広報車等による情報への注意喚起
- (5) 混乱の防止、冷静な行動の呼びかけ
- (6) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備のため、必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備えるために必要な体勢をとるものとする。

1 災害対策本部設置準備

緊急連絡体制をとるとともに、館山市災害対策本部設置準備に入る。

2 職員の配備体制

職員の配備体制は、震災時の配備基準に準じて次のように定める。また、地震発生のおそれが強まった場合には即座に非常配備体制に移行できるよう備える。

種別		東海地震に備えた配備	(参考) 地震発生時の配備
警戒配備体制	第2配備	東海地震注意情報発表時	震度5弱記録時、津波注意報発表時 他
非常配備体制	第3配備	東海地震予知情報発表時	震度5強記録時、大津波警報、津波警報発表時 他
	第4・第5	—	震度6弱、震度6強以上記録時 他

※その他、状況により市長が必要と認めた時にも各配備体制をとる

配備体制の詳細、及び夜間・休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、第2編地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じるものとする。

第3配備以上（非常配備体制）は原則として、災害対策本部設置後の体制となる。

災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課は防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のための広報
- (3) 防災関係機関との連絡調整

[資料12-2] 防災関係機関の活動体制（東海地震注意情報の発表～警戒宣言発令）
（資料編 100頁）

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、市内において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災行政無線・広報車等により、市民に冷静な対応を呼びかける広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。

1 放送体制

各放送機関（NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム）においては、東海地震注意情報の連絡を受けた時点から職員の動員等を行い、警戒宣言発令までの間、通常番組の中断をし、放送を行うこととしている。

NHK千葉放送局（千葉FM放送による）及び(株)ベイエフエムでは、特に県内向けとして県民生活に必要な情報を放送することとされている。放送内容としては、以下の事項が重点項目とされている。

2 放送内容

- (1) 東海地震注意情報の機能の解説
- (2) 強化地域、観測データの解説
- (3) 混乱防止の呼びかけ
- (4) 防災知識の紹介

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会混乱を防止するため、市及び各防災関係機関は、次により対応策を講ずる。

機関名	内 容
<p>館山市 (危機管理課)</p>	<p>災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課が防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 防災関係機関との連絡調整</p>
<p>千葉県</p>	<p>防災危機管理部(防災対策課)は、各部、各防災機関の協力を得て、次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施、その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
<p>館山警察署</p>	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市民から問い合わせ等に適正に対処するため、広報体制を整備する。</p> <p>(2) 判定会召集の正確な内容及び市民、自動車運転者のとるべき措置等を的確に広報するとともに、警戒警備等所要の措置を講ずる。</p>
<p>東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社 館山駅</p>	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言発令時に備えて次により対応する。</p> <p>(1) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて列車の運転計画が一般に公表されたとき、旅客に対し放送する。</p> <p>(2) 駅長室、事務室内放送設備による駅舎内旅客に対する放送、及び列車内乗車中の旅客に対する車内放送の徹底を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 旅客の混乱防止のため、社員の増強を行い、客扱いの措置を考慮する。</p> <p>(5) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
<p>東日本電信電話(株)</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑、グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>

機 関 名	内 容
(株)NTTドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。</p>
KDD I (株)	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</p> <p>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</p>
ソフトバンク(株)	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</p>
楽天モバイル(株)	<p>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</p>
その他各防災機関	<p>東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言が発せられた場合、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 市は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 本部の設置場所

市災害対策本部は市庁舎4号館危機管理課内に設置する。

(3) 本部の組織運営

本部の組織については、館山市災害対策本部条例の定めるところによる。

(4) 本部の所掌事務

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集・伝達

イ 社会的混乱の防止に係る施策の決定・実施

ウ 生活物資等の調達準備体制の決定

エ 防災機関の業務に係る連絡調整

オ 市民への情報提供

カ その他必要な事項

(5) 配備体制

警戒宣言時における災害対策本部の配備体制は、第3配備体制とする。ただし、状況に応じて本部長が指示するものとする。

なお、夜間、休日等の勤務時間外は職員動員計画に基づき、速やかに参集するものとする。

[資料 12-3] 防災関係機関の活動体制（警戒宣言発令）（資料編 101 頁）

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

1 伝達経路及び伝達方法

東海地震予知情報、警戒宣言及び関連情報の伝達系統及び伝達手段は、原則として第2編地震・津波編第3章第2節「情報収集・伝達体制」に定める方法による。

2 伝達体制

- (1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を防災対策の遂行上重要な機関、団体等に対して伝達する。
- (2) 一般市民に対しては、防災行政無線、各消防団（署）の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号、広報車等により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

[資料 12-4] 防災関係機関の情報伝達体制（資料編 103 頁）

[資料 12-5] 東海地震警戒宣言発令時の警鐘及びサイレン（資料編 103 頁）

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言等の内容
- (2) 本市への影響予想
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他の必要事項

4 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これらに対処するための国、県が実施するテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため市は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を実施し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努める。

(1) 市における広報

警戒宣言が発せられたとき、各防災機関と密接な連絡のもとに、市民及び市内事業所を対象にした広報を県の広報に準じて行う。なお、特に重要と認められる広報については別に定める。

ア 広報の内容

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予想されるもの等の防災措置の呼びかけ

(ウ) 本市で予測される影響

(エ) 地域及び各家庭における冷静な対応の呼びかけ

(オ) 避難が必要な市民に対する避難の呼びかけ

(カ) その他必要と認められる事項

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

[資料 12-6]警戒宣言発令時に行う広報の文例（資料編 103 頁）

(2) 各防災関係機関の広報

市民及び施設利用者等に対する広報は市に準じて行う。

ア 広報の項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制

(ウ) その他必要と認める事項

イ 広報の実施方法

(ア) 各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

(イ) 各防災関係機関は、市が行う広報に準じて、市民及び施設利用者等に対して広報を行い、周知を図る。内容は警戒宣言の内容に関する周知のほか、各機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請などを基本とする。

(ウ) 各機関は実態に合わせて効果的な広報を行うため、あらかじめ広報計画を定めるよう努める。

第3節 水防・消防等対策

1 水防対策

(1) 要員の確保

水防管理団体は、消防本部と協議し、水防要員を確保する。

(2) 重要水防箇所(point)の点検

管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門等の点検を実施する。

その他、詳細は第3編風水害等編第3章第3節「水防計画」によるものとする。

2 消防対策

警戒宣言時は、平常時の消防業務(災害活動を除く。)を停止又は縮小し、次の措置をとる。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 出火防止、初期消火等の広報の実施、事業所への広報

(3) 津波による浸水のおそれがある区域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備

(4) 資機材の点検整備の実施

(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

3 危険物対策

石油類等危険物の取扱い施設の所有者又は管理者は、次の対応措置をとる。

(1) 流出拡散防止等資機材の点検

(2) 緊急遮断装置の点検

(3) 火気使用の制限又は禁止

(4) 消火設備等の点検

第4節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

- ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ウ 旅客等への伝達は次による。
 - (ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - (イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

- ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発令された場合、線区ごとに規制速度を設けて運転規制を行う。館山市域を通過する内房線においては、規制速度は館山～千倉間で25km/h、蘇我～館山間（及び、千倉～安房鴨川間）では45km/hと設定されている。
- イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 館山駅の対応措置

- ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限

を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するため、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある関係業者等と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第5節 交通対策

1 道路交通対策

警戒宣言が発せられた場合、市は緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関（県道・国道の管理者）との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルを重点的に巡視し緊急点検を行う。

(2) 工事中道路の安全対策

緊急時には原則として工事を中止し安全対策を確立するなど、通行や避難・救援活動等の支障とならないよう必要な処置をとる。

(3) 資機材、人員の輸送体制

発災後の緊急輸送路確保に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

[資料 12-7]防災関係機関の道路交通対策（資料編 104 頁）

2 海上交通対策

警戒宣言が発令された場合、第三管区海上保安本部及び千葉県農林水産部は、所定の海上交通対策を講じる。

[資料 12-8]防災関係機関の海上交通対策（資料編 105 頁）

第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 水道対策

(1) 基本方針

三芳水道企業団は、警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、館山市水道管工事協同組合等との連絡体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は、原則として搬入を行わない。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

オ 市民及び事業所等を対象とする広報活動を次のとおり実施する。

広報内容	(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること a 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日ごとに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 b 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急体制
------	---

広報手段	(ア) 広報車による広報 (イ) 館山市水道管工事協同組合加盟店の店頭掲示等 (ウ) 報道機関（テレビ・ラジオ等）への放送依頼 (エ) ホームページによる広報等
------	---

2 下水道対策

下水道課は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については市職員、委託職員の連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

- ア 石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、周辺住民の安全確保のため必要な措置をとる。
- イ 苛性ソーダ等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3 電気対策（東京電力パワーグリッド(株)）

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、発電機車（高圧・低圧）及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

- ア 特別巡視及び特別点検等
東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調達等を実施する。
- イ 通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。
また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防本部及び関係機関と関係を密にし、通信網の確保に努める。
- ウ 応急安全措置
仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。
- エ 広報
感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること (オ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (キ) その他事故防止のための留意すべき事項
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 報道機関（テレビ・ラジオ等）による広報 (イ) 広報車による広報

4 ガス対策（房州ガス(株)）

房州ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

- (1) 基本方針
地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。
- (2) 人員の確保、資機材の点検整備等
 - ア 人員の確保
 - (ア) 勤務時間内
社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。
 - (イ) 勤務時間外
伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらか

じめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。また、供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(3) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

ア 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検準備をする。

イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(4) 施設の保安装置

ア 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ 施設の巡視、点検

(ア) ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

(イ) 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(5) 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(6) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

<p>広報内容</p>	<p>一般需要家に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急時におけるガス栓の閉止 イ 警戒宣言時のガス供給の継続 ウ 強震時におけるガスの供給停止 エ ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 不使用ガス栓の閉止の確認 (イ) 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 (ウ) 供給停止後のガス使用の禁止 (エ) 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 <p>特定需要家に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ガス機器の使用抑制依頼 イ 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請
<p>広報手段</p>	<p>テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。</p>

(7) その他

- ア 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。
- イ 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。
- ウ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

5 通信対策（東日本電信電話(株)千葉事業部）

東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令にあたっては、次の方針により対処することとなっている。

(1) 要員の確保

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置される。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）
電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- (イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

ウ 窓口業務
平常業務を行う。

(4) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

6 通信対策（(株)NTTドコモ千葉支店）

警戒宣言の発令にあたって、(株)NTTドコモ千葉支店では、次の方針により対処することとなっている。

(1) 要員の確保

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

(2) 情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

(3) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

7 通信対策（KDDI(株)）

KDDI(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

8 通信対策（ソフトバンク(株)）

ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 防災体制の確立・動員

必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

(2) 災害対策用資機材の配備および確保

重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

(3) 重要通信のそ通確保

警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

9 通信対策（楽天モバイル(株)）

楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 防災体制の確立

防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

(2) 動員

参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。

(4) 通信の利用制限等の措置

地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

第7節 学校・社会福祉施設対策

1 学校対策

市教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処するものとする。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、下校の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法については、安全を確かめ実態に応じて下校させる。
 - ア 通学路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網により、保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ 引き渡し相手は原則として親とするが、種々の事情を考慮し親以外の者が引き取り手とならざるをえない時は、事前に把握し混乱のないようにする。
- (3) 学校に残留し保護する児童生徒等については、安全に注意し次の措置をとる。
 - ア 児童生徒の不安を取り除き、落ち着かせる。
 - イ 教師の指示した場所から離れないようにさせ、保護者が引き取りに来たら必ず担任に話してから帰るようにさせる。
- (4) 家庭への連絡は通信不能の実態も考慮のうえ、迅速かつ正確にできるようその手段を定め徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで休校とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 職員はあらかじめ計画された分掌により、迅速適切な行動をとる。

なお、非常災害時に備え平常時から保護者、児童生徒に対し共通理解事項として、次のことを徹底しておくこと。

 - ア 学校と家庭の連絡網をつくる。
 - イ 警戒宣言時及び災害発生時の学校の処置を理解させておく。
 - ウ 学校と家庭の道順を決めておく。
 - エ 子供の引き渡し方法を決めておく。

2 社会福祉施設等対策

各社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防火点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、収容者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第 8 節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の指示を行い、市民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

市長は、次の要領で市民を避難させるほか、詳細は第 2 編地震・津波編第 3 章第 3 節「地震・火災避難計画」に準じる。

(1) 避難指示

市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

(2) 指定避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

指定避難所を開設した場合は、速やかに、県・消防本部等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

指定避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食・給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

衣料、寝具、その他日用品が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(9) その他

避難終了後、消防本部等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。詳細は第2編地震・津波編第2章「災害予防計画」の関連箇所に準じる。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 指定避難所の指定

避難者を一時的に収容・保護するため、学校、公民館等を指定避難所として指定しておく。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

指定避難所におけるラジオ・無線等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を必要とする者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対して、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第9節 救護救援・防疫・保健活動対策

1 救護救援活動

警戒宣言が発令された場合、各医療関係機関は連絡体制の確保、人員や資材等の手配を行う。

市は関係機関への協力要請を準備するとともに、医療材料品等の確保、避難場所・救護所の設置等の準備体制を整える。

[資料 12-9]医療関係機関の救護救援活動（資料編 106 頁）

2 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、県は安房保健所（健康福祉センター）を通じて人員の配備、資材の輸送、防疫情報の周知、検診・検査の準備等に当たる。

市は、県の指導及び指示のもとで、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認

3 保健活動対策

市は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動班を編成し、被災者の健康管理に努める。活動の詳細は、第2編地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に準じる。

第 10 節 その他の対策

1 食料の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の救護に必要な食料の確保に努める。

食料の確保は、第 2 編地震・津波編第 3 章第 8 節「救援物資供給活動」に準じる。

2 緊急輸送の実施準備

市は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するための緊急輸送体制を整える。

緊急輸送車両の確保は、第 2 編地震・津波編第 3 章第 7 節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に準じる。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する文化体育施設については、原則として開館を自粛する。

なお、各施設においては、職員の役割分担を定め、防災・防火設備の準備、危険箇所の応急点検、危険物の安全対策等を講じるものとする。

4 税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言が発せられた場合、税の申告等の期限の延長等、適切に対処する。

また、災害が発生した場合には、税の徴収猶予、減免等適切に対処するものとする。

税の減免等の措置は、第 2 編地震・津波編第 4 章第 1 節「民生安定のための緊急措置計画」に準じる。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、本市は震度5強程度の揺れが予測されているところから、局地的には次のような被害が予測される。

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石灯籠（とうろう）が倒れる
- (3) 煙突・石垣等が破損する
- (4) 軟弱な地盤が割れる、あるいは崩れる
- (5) ブロック塀が倒壊する

また、警戒宣言及び東海地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、国、県、市をはじめ防災関係機関は一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災対策を行うことは不可能であり、自主防災組織・事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが防災上重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none">(1) 家や塀の耐震化を促進する。<ol style="list-style-type: none">ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築・補強する。(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。<ol style="list-style-type: none">ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。<ol style="list-style-type: none">ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。イ LPガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。(4) 消火器、消火用水の準備をする。<ol style="list-style-type: none">ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。

区 分	とるべき措置
平常時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水約2～3リットル）。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）と日頃の買い置き等を合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等に入れて準備しておく。</p> <p>なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。</p> <p>非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサック等にまとめておく。</p> <p>例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬等</p> <p>(10) 防災講習会・訓練へ参加する。</p> <p>市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>ア 東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるため、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>ア 市の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>イ 県、市、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。</p> <p>ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>イ ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>ウ LPガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常飲料水・食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童生徒が登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織等のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>(1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対し火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易、可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ LPガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集・伝達体制を確立する。</p> <p>ア 市・消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に市民に対して伝達する体制を確立しておく。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 市民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確にかつ迅速に市民に対して周知する。</p> <p>(3) 市民に対して市民のとるべき措置を呼びかける。(第1節を参照のこと)</p> <p>(4) 防災資機材等を確認する。</p> <p>(5) 幼児、児童生徒、高齢者、病者等の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、区、町内会組織等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市・消防署等から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報の選定</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客・従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>市・消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。</p> <p>ア 施設、設備を確認する。</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。</p> <p>ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>イ 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>ウ 消防水利、機材を確認する。</p> <p>エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容を考慮して、時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>